平成28年度 狂犬病予防注射と畜犬登録の実施について

プ

77 76

料 登録料 1頭につき 3,000円 (登録は犬の生涯に1回です)

1頭につき 3,110円(注射は毎年1回必ず受けなければなりません)

4月18日 (月)					4月17日(日)								4月16日 (土)			日	
13 時20 分~ 17 時30 分	13 時10分~13時20分	10時20分~11時50分	10時00分~10時10分	8時15分~9時40分	13 時00分~17 時00分	11時30分~11時50分	11時10分~11時25分	10時55分~11時05分	10時35分~10時50分	10時15分~10時30分	9時25分~10時05分	8時40分~9時15分	8時15分~8時35分	13 時30分~17時00分	13 時10分~13時25分	8時5分~2時0分	時間
別	本岐消防前	戸別	旧相生消防前	戸別	戸別	共済組合前	旧Kニット前	関谷宅前	西町寿の家前	旧林石スタンド前	旧てん馬屋前	水口電気店前	青柳自動車横	戸別	活汲消防前	戸別	会場
沼沢、双葉	本岐市街	布川、大昭	相生中央	恩根中央、相生2共和1、恩根1、	東岡、岩富高台町、活汲1・3、	旭町1・2・3	東町、新町	緑町1、達美町	緑町 2	本町、西町、緑町3	共和2・3・4	豊永2・3	豊永 4	沼沢(チミケップ)東達美、上最上、下最上、	活汲中央	下美都、上里、豊永1高台1・2、上美都、産業、西達美、	対象自治会名

※録合が連実施がなる。 がまれて

おれてし成 る (きます。 射な 登場

時犬程

間をで

4月1日からごみ収集などが変更になります

平成28年4月から、日曜日に行っているごみ収集を休みにするなど、埋めるごみ(町内全区域)・資源物(1区 域)・その他プラ(1区域)で、収集日が変更となります。

この変更に伴い、ごみ処理施設(一般廃棄物最終処分場、クリーンセンター)の休業日も日曜日となります。 なお、ごみ収集とごみ処理施設について、祝日は通常通り行いますのでご理解とご協力をお願いいたします。

《白ヌキ文字が変更後の収集日です》 ※粗大ごみは、2ヶ月に一度の収集で変更ありません。

収 集 区 域	月	火	水	木	金	土	日
西町、新町、旭町1・2・3、柏町、 高台町、東達美、活汲中央	その他 プラ	生ごみ	資源物 2・4 週	埋める 2・4 週	生ごみ	燃やす	
幸町、本町、東町、 豊永 2・3・4	その他 プラ	生ごみ	埋める 2・4 週	資源物 2・4 週	生ごみ	燃やす	
共和 2・3・4、本岐市街、 相生中央、相生 2	資源物 2・4 週	生ごみ	埋める 1・3 週	その他 プラ	生ごみ	燃やす	
緑町 1・2・3、達美町、達美	資源物 2・4 週	生ごみ	埋める 1・3 週	その他 プラ	生ごみ	燃やす	
共和 1、双葉、沼沢、恩根 1、 恩根中央、本岐第 2、木樋、 二又、大昭、布川	埋める 1・3週	資源物 4週	燃やす	その他 プラ	生ごみ		
東岡、活汲1・3、岩富、西達美、 下最上、上最上、豊永1、高台1・2、 下美都、上美都、上里	埋める 1・3週	資源物 2 週	燃やす	その他 プラ	生ごみ		

【4月からの施設休業日】・一般廃棄物最終処分場

「金曜日」から「日曜日」へ

・クリーンセンター(週2回) 「火・金曜日」から「木・日曜日」へ

問い合わせ先 住民企画課住民環境グループ ☎ 76 - 2151 (内線 217)

国民健康保険証の更新手続きをお願いします

◎国民健康保険(75歳未満の方)被保 険者証を更新します

右記の日程で行いますので、必ず4月28 日までに更新手続きをしてください。

※後期高齢者医療制度(75歳以上、又は65 歳以上で一定の障がいがあると認められた 人) は更新対象ではありません。

◎保険税未納の場合は…

特別な理由もなく保険税を納めない方には、 有効期限の短い保険証(短期証)が交付され ます。また、納期から1年以上滞納を続けて いると、保険証を回収し「被保険者資格証明 **書」**が交付され、<u>病院にかかる時、一旦10</u> 割の医療費を支払うことになります。

未納のある方は、役場国保担当又は税務担 当にご相談ください。

保険証の更新日程(十・日・祝日は除きます)

IN IN IN	·/	-1- \-	. –		0 130 C 0	\ <i>J J</i>
更新日	時	間	場	所	対 象	地区
	10:30~	11:30	活汲地 研修セ	区農業 ンター	東岡、沼	5汲、岩富
4月18日	13:30~	14:30		区農業 ンター		双葉、木樋 七昭、二又
	15:00~	16:00	相生生	公民館	相生、有	川市川
4月19日 ~28日	8:30~	·17:15	役場国 ⑨番窓	保担当 口	全地区	

~更新手続きの方法~

印鑑・保険証を持参の上、上記の場所にお越しく ださい。

※社会保険等に加入している場合は、喪失手続きが必要です (社会保険等の保険証・印鑑・マイナンバー通知カード・身分 証明書を持参し、窓口で手続きをお願いします)。

保健福祉課 健康医療グループ 国保担当 🏗 76 - 2151 (内線 228、229) 問い合わせ先

木質ペレットストーブ購入費補助のご案内

地球温暖化防止や津別町の森林資源の地産地消を目指し、木質ペレットストーブを購入する 方に対して、購入費の一部を補助します。 補助金の額等

補助の対象者

- ○津別町内に住所を有し、町内の住宅や事業所、自治会な どの活動拠点施設に木質ペレットストーブを設置する方
- ○町税を滞納していない方
- ○平成29年3月31日までに購入し、設置できる方
- ○ペレットストーブの使用状況等について、町が行うモニ ター調査に協力できる方

補助の申請書類

- ○補助金等交付申請書
- ○誓約書兼同意書
- ○経費の内訳が明記されている見積書の写し
- 〇ペレットストーブ設置位置図及び平面図
- ○ペレットストーブの仕様等が確認できるカタログ

ペレットストーブ (中 古品を除く) 本体(設置 費等を除く) の税抜き価 格の3分の2以内(千円 未満は切り捨て)で、1台 **25万円**を限度とします。

の

- ○設置完了後、補助事業等実績報告書を提出してい ただきます。
- ○町による現地確認調査を実施します。
- ○補助金の交付は、現地調査後となります。
- ※その他、津別町木質ペレットストーブ導入支援事 業補助金交付要綱によります。
- ※ 補助を希望される方は、ペレットストーブ購入前に補助の申請手続きを行ってください。

問い合わせ・申請先 産業振興課 再生可能エネルギー推進グループ **☎** 76 − 2151 (内線 318)